

豊前市告示第5号

コンビニ交付サービスにおける証明書交付手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき次のとおり手数料事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月14日

豊前市長 後藤 元秀

- 1 収納の事務を委託した者  
名称：地方公共団体情報システム機構  
所在地：東京都千代田区一番町25番地
- 2 委託した事務の範囲  
コンビニ交付サービスを利用して支払われる証明書交付手数料(1通300円)の収納事務
- 3 委託した期間  
令和4年2月22日から委託契約終了日まで
- 4 収納の方法  
コンビニ交付サービス利用による収納